

経 済 産 業 省

20150409 貿 局 第 1 号
輸入注意事項 27 第 7 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の 9 の (4) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」を次のとおり制定する。

平成 27 年 4 月 22 日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

輸入公表三の 9 の (4) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について

平成 27 年 4 月 22 日付け経済産業省告示第 94 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の附属書及びグループによってイからホに区分されていた国又は地域を 1 つに統合しましたが、輸入公表三の 9 の (4) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする議定書附属書 A から C まで及び E に掲げる物質並びに議定書附属書 D に掲げる製品については、輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入承認の対象となりますが、引き続き議定書 4 条の規定により輸入禁止措置をとるため、下記のとおり輸入承認は行いませんので注意してください。

なお、平成 5 年 5 月 20 日付け輸入注意事項 5 第 4 号（輸入公表三の 9 の (4) のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 D に掲げる製品の二号承認制移行について）、平成 13 年 7 月 11 日付け輸入注意事項 13 第 35 号（輸入公表三の 9 の (4) の (イ) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書 A に掲げる物質、三の 9 の (4) の (ロ) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書 B に掲げる物質及び三の 9 の (4) の (ハ) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書 C のグループ II に属する物質の二号承認制移行について）、平成 14 年 11 月 7 日付け輸入注意事項 14 第 48 号（輸入公表三の 9 の (4) の (イ) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質の二号承認制移

行について）、平成15年2月3日付け輸入注意事項15第1号（輸入公表三の9の④の二に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループⅢに属する物質の二号承認制移行について）及び平成16年5月28日付け輸入注意事項16第1号（輸入公表三の9の④の㊸に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループⅠに属する物質の二号承認制移行について）は、平成27年4月21日限りで廃止します。

記

議定書附属書Aに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書Bに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の2の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書CグループⅠに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の5の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書CグループⅡに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の3の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書CグループⅢに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の6の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書Dに掲げる製品

当該製品が議定書附属書Aに掲げる規制物質を含んでいる場合は、議定書第4条の3により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。

議定書附属書Eに掲げる物質

当該物質については、議定書第4条の1の4の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いません。